警　察　庁

（経済産業省北海道経済産業局総務企画部長）経済産業事務官　山田　知裕

警視長に任命する

警察庁刑事局捜査支援分析管理官を命ずる

（警察庁刑事局長）警視監　吉田　尚正

警察庁刑事局捜査支援分析管理官事務取扱を免ずる（以上八月二十九日）

外　務　省

（在イラン日本国大使館参事官）

（公使）外務事務官　若林　啓史

辞職を承認する（八月三十一日）

（仙台入国管理局長）入国審査官　竹内　一之

外務事務官（在オーストリア日本国大使館参事官）

に転任させる

オーストリア国駐箚特命全権大使を補佐しオーストリア国に在勤する期間公使の名称を与える

（在オーストリア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　鈴木　秀雄

在イラン日本国大使館参事官に配置換する

イラン国駐箚特命全権大使を補佐しイラン国に在勤する期間公使の名称を与える

（在カナダ日本国大使館参事官（同））同　南　博之

法務省へ出向させる（以上九月一日）

（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当）特命全権大使　井出　敬二

兼ねて国際貿易・経済担当を命ずる

（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課長）外務事務官　中川　周

総合外交政策局人権人道課長に配置換する

（総合外交政策局総務課主任外交政策調整官）同　濱本　幸也

任させる

（総合外交政策局人権人道課長）

同　中田　昌宏

欧州連合日本政府代表部参事官に転任させる（以上九月五日）

特　許　庁

（総務部長）経済産業事務官　髙橋　直人

経済産業省に出向させる

（大臣官房付）同　間宮　淑夫

総務部長に転任させる（以上八月十八日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月八日午前十時三十分、宮中において、新任テイブン・エドガー・ペイトンのニュージーランド国特命全権大使の信任状捧呈式を行われた。

九月八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在アルバニア国特命全権大使ジェルジ・テネケチェジウの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月12日

鳥取労働局長　内田　敏之

第４号中「１時間693円」を「１時間715円」に改める。

国　家　試　験

第31回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第31回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成28年９月12日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　平成29年３月19日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康

イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

ウ　食べ物と健康

エ　基礎栄養学

オ　応用栄養学

カ　栄養教育論

キ　臨床栄養学

ク　公衆栄養学

ケ　給食経営管理論

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において３年以上栄養の指導に従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの

イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関

オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成29年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成29年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書

この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成29年３月31日（金曜日）までに規定の実務を終え、平成29年４月３日（月曜日）から同年４月７日（金曜日）までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。